

宮崎県男女共同参画審議会苦情処理専門部会について

1 苦情処理専門部会の設置

- 県が実施する男女共同参画施策などについて、県民等から苦情の申出があった場合、県（知事）はその対応に当たって、必要に応じて男女共同参画審議会の意見を聴くことになっている。（宮崎県男女共同参画推進条例第 14 条第 2 項、第 3 項）
- これに対応するため、宮崎県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、苦情処理専門部会を置く。
なお、条例第 25 条第 3 項の規定に基づき、苦情処理専門部会の議決をもって審議会の議決とする。

2 苦情処理の流れ 裏面のとおり

（参考）宮崎県男女共同参画推進条例抜粋

（相談等の処理）

第 14 条 （省略）

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、事業者又は県民から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 知事は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、宮崎県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（設置）

第 20 条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、宮崎県男女共同参画審議会を置く。

一 （省略）

二 第 14 条第 3 項の規定による苦情の申出の処理に関すること。

（部会）

第 25 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

男女共同参画施策等に対する苦情処理の流れ

